

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成26年3月定例会

会 議 録

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成26年3月定例会

1. 招集の日時 平成26年1月29日 午前9時50分
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、閉会の日時 開 会 平成26年1月29日 午前9時50分
閉 会 平成26年1月29日 午前11時32分
4. 出席議員 議 長 佐藤 晴彦
副 議 長 岩井 孝寛
2 番 椎名 義光
3 番 加瀬 芳廣
4 番 鈴木 唯夫
5 番 行木 光一
6 番 石田 勝一
5. 欠席議員 な し
6. 事務局職員出席者
事 務 局 長 川島 正巳
事 務 局 次 長 石橋 清
主 査 高山 健

7. 地方自治法第121条の規定による出席者

管 理 者	太田 安規
副 管 理 者	菅澤 英毅
会計管理者	岩澤 薫
事 務 局 長	川島 正巳
事務局次長	石橋 清
匝 瑳 市 環 境 生 活 課 長	鈴木 良雄
多 古 町 生 活 環 境 課 長	大木 信一
横 芝 光 町 環 境 防 災 課 長	堀越 健一

8. 議 事 日 程

日程第1	開 会
日程第2	議席の指定
日程第3	会期の決定
日程第4	会議録署名議員の指名
日程第5	副議長の選挙
日程第6	報告第1号、議案（第1－3号）の上程
	報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定 及び和解について）
	議案第1号 平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般 会計予算について

議案第 2 号 平成 2 6 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第 3 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の再任用に関する条例の制定について

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 質 疑

日程第 9 討 論

日程第 1 0 採 決

日程第 1 1 一般質問

追加日程 1 発議案第 1 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会会議規則の制定についての上程—採決

日程第 1 2 閉 会

9. 会議に付した事件

報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

議案第 1 号 平成 2 6 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

議案第 2 号 平成 2 6 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第 3 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の再任用に関する条例の制定について

発議案第1号 匠瑳市ほか二町環境衛生組合議会会議規則の制定について

10. 議事の経過

【開会：午前9時50分】

佐藤議長 皆さん、おはようございます。

本日は、匠瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成26年3月定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

これより、匠瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成26年3月定例会を開会いたします。

なお、本日は、全員出席でございますので、会議は成立いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。

よって、お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

議案の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 それでは、直ちに会議を開きます。

佐藤議長 日程第2、議事進行上、議席を指定いたします。

ただいま着席されている議席を本議席に指定いたします。

なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付いたしました議席表をもってご了承願います。

佐藤議長 日程第3、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 それでは異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

佐藤議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第70条の規定により議長が指名いたします。

3番 加瀬芳廣議員と6番 石田勝一議員の両名を指名いたします。

佐藤議長 日程第5、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

副議長の選挙が議題となっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議長により指名することに決定いたしました。

副議長に岩井孝寛議員を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、岩井孝寛議員は退席をお願いします。

(岩井孝寛議員退席)

佐藤議長 お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、岩井孝寛議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩井孝寛議員が副議長に当選されました。

岩井孝寛議員、議場にお入り下さい。

(岩井孝寛議員着席)

佐藤議長 ただいま、岩井孝寛議員が副議長に当選されましたので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

副議長に当選されました岩井孝寛議員より、ご挨拶をお願いいたします。

岩井議員 ただいま、副議長にご推薦いただきありがとうございます。
微力ではございますが、議長を補佐して一生懸命努力したいと思いを
よろしくをお願いします。

佐藤議長 ありがとうございます。
日程第6、これより報告第1号及び議案第1号から議案第3号について、
一括上程いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 それでは、異議なしと認め、一括上程といたします。

佐藤議長 日程第7、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお
願いいたします。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 皆様、おはようございます。

本日は、議会全員協議会に引き続き、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会
平成26年3月定例会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より当組合の運営につきまして、格別なるご理解ご協力を賜
り厚くお礼申し上げます。

平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合予算等の議案の提案にあた
り、組合運営についての所信の一端を申し上げまして、議員の皆様方にご
理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

平成26年度の予算編成に当たりましては、当組合の歳入の大部分を構
成市町の負担金に依存しておりますことから、構成市町の厳しい財政状況
を踏まえ、既存業務の効率化、合理化による経費節減に努め、また、修繕
等に関しては必要性や優先度を再度見直し、効率的な予算編成をいたしま
した。

当組合の基幹施設となる松山清掃工場につきましては、昭和59年に稼
動を開始しておりますことから、施設や使用機械の老朽化が著しく、経年

劣化や損傷により、年々修繕箇所も増えてきている状況にあります。

このため、毎年定期点検及び補修を適切に行い、施設の延命化に最善の努力を払っているところであります。

平成24年度のごみ総収集量につきましては、1万6,127トンで、前年度より292トンの増となりました。

処分内訳といたしましては、焼却処理が1万3,693トン、埋め立て処理が447トン、組合再利用が1,987トンであります。

今後は、社会経済情勢の変化による変動等も考慮しながら、なお一層ごみの減量化に努めてまいります。

次に、山桑メモリアルホールにつきましては、こちらも稼働後11年が経過していることから、維持管理に対する見直しを検討しなければならない状況であります。

平成24年度の火葬場及び式場の利用状況につきましては、火葬場利用件数は、1,023件で、前年度より10件の減、式場利用件数は73件で、前年度より22件の減となっております。

今後も、住民の皆様に快くご利用いただけますよう、努めてまいります。

また、皆さんの関心も高いところと思いますが、匠瑳、旭、銚子の3市で取り組んでおります、新たな広域ごみ処理施設につきましては、平成32年を目標におおむね順調に進んでおります。

関係市で協議検討を重ね、早期の建設に向けて鋭意努力しているところでありますが、予定通りに順調に進んだとしても、まだまだ7年程度は要する見込みであり、それまでの間は松山清掃工場に頼らざるを得ない状況であります。

続きまして、本定例会に提出いたしました、報告1件、議案3件の提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、作業中に起きた自動車の交通事故について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第1号 平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

本案は、清掃業務及び火葬場業務を円滑に行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に予算を編成し、平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億176万3千円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1款 分担金及び負担金 4億9,555万5千円、2款 使用料及び手数料 1億5,229万6千円、3款 財産収入 2,258万2千円、4款 繰入金 3,000万円、5款 繰越金 100万円、6款 諸収入 33万円であります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1款 議会費 12万7千円、2款 総務費 1億495万8千円、3款 衛生費 4億7,493万7千円、4款 公債費 1億1,874万1千円、5款 予備費 300万円であります。

議案第2号 平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

本案は、平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る、関係市町別の負担金割合及び金額を、匝瑳市ほか二町環境衛生組合同規約第16条第2項の規定により定めるため、提案いたしました次第であります。

議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の再任用に関する条例の制定について

本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定年退職者等に係る再任用に

関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

以上、提案理由を説明させて頂きましたが、慎重審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤議長 管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

佐藤議長 この際、お諮りいたします。

これより、日程第8、質疑に入りますが上程されました報告1件、議案3件は逐条審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしといたします。

お諮りいたします。

報告第1号専決処分 of 報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、報告第1号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)ご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、管理者において専決処分することができる事項を、交通事故に関する1件100万円以下の損害賠償の額の決定及びその和解に関することとされております。

この専決処分につきましては、同条第2項の規定により議会へ報告することになっておりますので、平成26年1月16日専決処分したものについてご報告するものでございます。

専決処分書(写し)の別紙をご覧ください。

事故の概要は、平成25年4月10日に、一般廃棄物選別施設用地敷地

内で、直接搬入粗大ごみを搬入していた市民の車両に当組合の作業車が接触し、相手方車両のバンパーが破損し、運転者・同乗者に怪我を負わせたものです。

相手方の内、車両の所有者で同乗者に総額73,981円を支払うことで、平成26年1月16日示談が成立したものです。過失割合については当組合が100パーセントです。損害賠償額の支払いの一部を一般会計で支出し、残額と、この件に係る弁護士費用につきましては自動車損害共済保険で対応する予定です。

和解の相手方は匝瑳市野手1012番地13、日色智久さんです。

損害賠償額の内、組合から医療機関に、既に、直接支払いの済んでいる23,288円と、自治協会が保険で支払う、車両修理代等33,533円以外の、慰謝料等17,160円を平成26年1月31日に相手方に支払う予定になっています。

本事故発生後は事故の再発防止のため、重機作業中は立入禁止のロープを随時設置し、一般搬入者の侵入を遮断し、事故の無いよう安全対策に努めているところです。今後も、安全対策を重視してこのような事故の無いよう注意して作業にあたっていきたいと思えます。

以上です。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

質疑を行います前に予め申し添えます。

会議規則第46条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までと
なっております。

また、質疑については、議案の範囲とし重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。

それでは、質疑を許します。

石田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、石田議員。

石田議員 先ほど、全員協議会で承りました、それは結構ですけれども相手方ですが、日色さんについて父親は日色清四郎さんと言われましたが、これは私の聞き間違いでしょうか。

その辺を確認させて下さい。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 父親の名前がでたのが、運転者の鵜殿壱岐さんの父親で鵜殿清四郎さんです。

その人身傷害保険ということです。

石田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、石田議員。

石田議員 関係を確認させていただきますと、運転者は日色さんではなくて所有者ですか。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 ちょっとわかりずらくて申し訳ありませんが、車の所有者は日色智久さんですが、本人が運転していたわけではなくて、助手席に同乗してまして、運転者は鵜殿壱岐さんになります。

自分の車を運転していたのではなくて、日色さんの車を鵜殿さんが運転したということです。

石田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、石田議員。

石田議員 そうすると、鵜殿さんの父親が清四郎さんですね。

所有者は、日色さんで日色さんは野手に住んでいるということですね。

佐藤議長 他にございませんか。

佐藤議長 お諮りいたします。

報告第1号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め報告第1号の質疑を打ち切ります。

続きまして議案第1号平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてを議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第1号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてご説明をいたします。

予算書1頁をご覧ください。

平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億176万3千円と定めるものでございます。

対前年比、4,430万3千円・5.9%の減となっています。

歳入歳出予算の内、2頁の歳入の部と、3頁 歳出の部の詳細につきましては、「平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に関する説明書」によりご説明いたします。

6頁をご覧ください。

歳入の内、主なものをご説明いたします。

歳入の部・第1款分担金及び負担金、平成26年度予算額4億9,555万5千円、対前年比1,153万1千円・2.3%減で計上しました。

市町別の負担割合につきましては、説明欄記載のとおりで、詳細な内容につきましては、議案第2号で説明させていただきます。

第2款使用料及び手数料、平成26年度予算額1億5,229万6千円、対前年比272万7千円・17.6%の減での計上です。

第1項、第1目火葬場使用料、平成26年度予算額1,966万7千円、対前年比367万円・15.7%の減額で計上しました。

内訳については説明欄記載のとおりで、平成24年度実績と、平成25年度上半期結果を勘案して算出しました。

第2項、第1目ごみ収集処理手数料、平成26年度予算額1億3,261万9千円、対前年比93万3千円・0.7%増で計上しました。

この内、第1節ごみ収集処理手数料は、ごみ袋の売払い代金に係る手数料と粗大ごみ特別収集処理手数料で8,252万8千円を見込みました。

第2節自家搬入ごみ処理手数料は、許可業者及び一般直接搬入分のごみ処理分の手数料と家電リサイクル分の処理手数料です。

平成26年度予算額5,009万1千円を見込みました。

第3款財産収入平成26年度予算額2,258万2千円、対前年比997万4千円・79.1%の増で計上しました。

第1項、第1目第1節基金利子は、18万2千円を見込みました。

7頁をご覧ください。

第2項、第1目物品売払収入、平成26年度予算額2,240万円、対前年比1,009万6千円・82.1%増で計上しました。

資源ごみ再生有価物売払代金の価格が比較的安定しているため、1,800万円の収入を見込みました。

第4款、第1項、第1目財政調整基金繰入金、平成26年度予算額3,000万円、対前年比4,000万円・57.1%減で計上しました。

第5款繰越金は、平成25年度と同額の100万円を計上しました。

第6款諸収入は、平成26年度予算額33万円を計上し、対前年比は1万9千円の減額です。

第1項、第1目預金利子は現在の利率を基に3万円を計上しました。

第2項、第1目雑入は、保険取扱い手数料・自動販売機電気料金等で、30万円を計上し、歳入合計7億176万3千円となります。

以上が歳入の説明となります。

続いて歳出について主なものをご説明申し上げます。

基本的には、目の科目までの説明となりますが、特に必要と思われる項目及び概ね100万円以上の予算額については、節・細節までを説明させていただきます。

8頁をご覧ください。

第1款第1項第1目議会費、平成26年度予算額12万7千円の計上で、前年と同額です。

第2款、総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、平成26年度予算額1億493万2千円、対前年比239万3千円・2.3%増で計上しました。特別職2名の給料及び一般職員11名の給料・職員手当等・共済費が主なものになります。

10頁をご覧ください。

第2項、第1目監査委員費、平成26年度予算額2万6千円は前年と同額の計上で、年2回実施する監査の委員報酬と費用弁償等です。

第3款衛生費、平成26年度予算額4億7,493万7千円、対前年比4,669万6千円・0.9%減で計上しました。

第1項、第1目火葬場事業費の平成26年度予算額6,120万5千円、対前年比3,838万9千円・38.5%減で計上しました。

平成25年度に実施した、火葬炉全体積替工事予算額3,820万円の減額が主な理由になります。

第11節需用費1,981万円の内、燃料費782万3千円の殆どが火葬に係るLPガス代になります。

光熱水費785万円の内電気料金で752万9千円・水道料金で35万円見込みました。

修繕料は、吸収冷温水機等で312万6千円を計上しました。

吸収冷温水機メンテナンス計画に基づき実施するものです。

第13節委託料、平成26年度予算額3,734万5千円の計上となります。

主な内容は、説明欄記載のとおりで、受付運営・火葬業務委託は、火葬業務3名・受付事務4名による業務委託で、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで5年間の長期継続契約を締結しており、2,993万8千円を計上しました。

施設定期清掃業務委託172万6千円は、受水槽清掃及び検査を含み月1回の施設の清掃業務委託で、平成25年6月1日から平成30年5月31日まで5年間の長期継続契約となっています。

11頁をご覧ください。

植栽整備業務委託、100万円は、施設廻りの植栽整備関係の業務委託です。

バルク設備分解整備業務委託124万円は、法令で定期的な点検が義務付けられている強制気化装置保守管理業務とLPガス設備自主検査業務の合計額となります。

第14節使用料及び賃借料121万円は、火葬場・式場案内システムの賃借料90万円が主なものです。

第18節備品購入費は、夏の時期に施設周辺樹木に散水するための水中ポンプ購入用として5万3千円を計上しました。

第2項清掃事業費、第1目塵芥処理費、平成26年度予算額4億1,373万2千円、対前年比830万7千円・2.0%減で計上しました。

消費税の3%増額を見込んだ事業費の増額もありますが、平成25年度に実施した、煙突補修・補強工事予算額2,100万円の減額が主な理由になります。

第11節需用費、平成26年度予算額1億7,909万1千円を計上しました。

主な内容は消耗品が、4,319万8千円で、ごみ袋作成費及び焼却炉

や処分場で使用する薬品代等です。

その他に一般用消耗品でエコバックを購入し、管内の小学4年生の施設見学時にごみの減量化等の意識改善をPRすることを目的として配布しています。

平成25年度も、学校教育の一環として管内の19校から小学4年生等508名が施設見学に訪れています。

燃料費は1,023万5千円を見込みました。

A重油、軽油、LPガス等の積算となります。

光熱水費、平成26年度予算額4,560万円の内、電気料金3,550万円・水道料金1,010万円を見込みました。

修繕費は8,000万円を計上しました。

主な内容は、プラント修繕と粗大ごみ破碎機スクリーロールの修繕・クレーン関係修理及びユンボやブルドーザ等の車両関係の修繕です。プラント関係修繕は約7,200万円計上で、修繕費の90%を占めています。

ごみの処分は、ごみ受入設備・燃焼設備・排ガス処理設備・排水処理設備・通風設備及び灰出設備等の稼働により焼却処理が行われます。

その設備には様々な機械部品が使われており、順調かつ継続的にごみ焼却が行われるための修繕費です。

粗大ごみ破碎機スクリーロール補修には約590万円の修繕費を見込みました。

この施設は一般廃棄物選別施設用地に設置してあります。

直接搬入された粗大ごみの破碎は、3本のスクリーロールを回転させて破碎しますが、様々な形・大きさの粗大ごみを破碎することから摩耗が激しく故障も多くなってきており、修理費も増加傾向になっております。

12頁をご覧ください。

第12節役務費、平成26年度予算額1,269万5千円、手数料1,203万4千円の内、ごみ収集袋販売手数料256万8千円は、ごみ袋

の販売店の購入に対して、手数料として500枚当たり540円を支払う
ものです。

電気集塵機・煙道清掃手数料602万1千円、老朽化した機械施設が円
滑に稼働するため、定期的な清掃が必要になっています。

循環水槽他清掃手数料は121万円を見込みました。

第13節委託料、平成26年度予算額2億1,192万5千円を計上し
ました。

主な内容は、最終処分場水処理施設保守管理業務委託105万円、毎週
実施している定期点検を委託しているものです。

一般廃棄物処理施設環境測定分析業務委託200万円、松山清掃工場か
ら排出される排ガスやごみ質等の他、最終処分場放流水等の成分分析業務
を委託しているものです。

松山清掃工場精密機能検査業務委託140万円は廃棄物処理法の定め
で3年に1度実施することが義務付けられています。

松山清掃工場周辺環境調査業務委託134万円、施設周辺への放流水等
のダイオキシン類等の調査委託です。

清掃工場排水処理ポンプ点検整備業務委託120万円、16台の大型ポ
ンプの分解整備を業務委託するものです。

粗大ごみ破碎機点検整備業務委託204万4千円、年1回の保守点検で
す。

ごみ収集処理業務委託9,596万円です。

当組合管内を、4ブロックに分けて可燃ごみ収集業務を長期継続契約に
より委託しています。

可燃ごみの他に、資源ごみ収集処理、運搬業務委託及び小型家電破碎処
理業務委託も含まれています。

一般廃棄物仕分等業務委託350万8千円、匝瑳市シルバー人材センタ
ーに、一般廃棄物選別施設において、直接搬入ごみの仕分け作業及び草刈

り等の単純労務作業を委託しているものです。

松山清掃工場運転管理業務委託4, 795万2千円、平日8時～16時45分までの日勤作業員2名と、日曜日から土曜日間の16:30～翌日の0:30までの夜勤作業員5名による焼却業務を長期継続契約により委託しているものです。

13頁をご覧ください。

焼却灰運搬業務委託486万円、焼却灰処理を業者委託しており、当施設から処理業者までの運搬業務を委託するもので、2社に委託しています。

焼却灰処理業務委託4, 168万8千円、平成25年度は、茨城県の中央電気工業と埼玉県のツネイシカムテックス埼玉の2つの業者に処理業務を委託しています。

松山清掃工場点検及び修繕計画作成業務委託450万4千円は新規事業になります。

プラントメーカーによる清掃工場の機能点検を実施し、今後の詳細な修繕計画を作成・実行し、機械・施設の延命化に努めるものです。

第14節使用料及び賃借料113万4千円、先ほど修繕費の説明でも申し上げましたが、粗大ごみ破碎機内に3本あるスクリーロールの肉盛補修時にあたり、機械運転が停止し、ごみの処分が滞ることがないように、代替としてスクリーロール3本を賃借するものです。

第19節負担金補助及び交付金 平成26年度予算額664万6千円の計上です。

清掃工場周辺環境整備負担金637万2千円は清掃工場周辺地区から予ねてより要望のありました道路舗装整備工事です。

平成26年度は、富岡地区の道路整備を予定しているところです。

第4款公債費、第1項一般公債費、平成26年度予算額1億1,874万1千円は前年と同額の計上です。

平成23年度末に償還終了した債務が2件、平成24年度末に償還終了

した債務が1件で、平成24年度末には、清掃工場関係の債務は全て償還終了しています。

平成26年度予算計上した公債費は、火葬場関係の債務5件です。

この債務も、平成26年度末に償還終了予定が2件、平成27年度末に、償還終了を迎える債務が2件、平成28年度末には、残りの債務1件が、償還終了予定となります。

14頁をご覧ください。

第5款予備費は平成25年度と同額の300万円を見込み計上しました。

歳出合計額7億176万3千円です。

以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

石田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、石田議員。

石田議員 2点おたずねします。

7頁の財政調整基金繰入金が、今年度は4,000万円減っておりますが、この理由を教えてください。

それと10頁の山桑メモリアル火葬場ですけども、事業委託だと思うんですが、委託業者の資格というか、業者に委託することで、これは何年に一度という期間があると思いますが、葬儀の火葬で収骨をする人はこれは多分、資格がいると思うんですが、これは業者の中で資格を持った人を採用しているんでしょうけども、私も山桑メモリアルに行った時に人が結構変わるんでこれは、管理を受けた業者の雇用だと思いますが、資格について少し教えてください。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 まず、財政調整基金の繰入につきましては、この後市町の負担金の関係でご説明しますが、予算を組む時にまず歳出の総額を考えます。

平成25年度もそうですが、財政調整基金7,000万円予算計上しても、必ず予算どおり執行するという限りはありません。

過去何年か予算計上してあっても、0円ということがありました。

市町の負担金もそれほど大きく変動することは良くないということで、バランスを考えまして、平成25年度では山桑メモリアルホールでの火葬炉全体積替工事を行いまして、予算額3,800万円あります。

後こちらの煙突の工事も2,000万円ありまして、その5,800万円の大きな工事がりましたので、7,000万円を計上してありましたが、平成26年度は大きな工事が当面、当初予算としてはありませんので、この程度で足りるということで減額して計上してございます。

後、山桑メモリアルホールの業者ですが、こちらは5年間の継続契約になっていて入札で決定してございます。

今の業者は、タカラビルメン株式会社という名前でありまして、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの長期継続契約となっております。

議員がおっしゃいました火葬に対する資格は特に、私共は必要としないような認識でおりました。

石田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、石田議員。

石田議員 私の誤解もあったかもしれませんが、火葬・収骨の作業をする人は何らかの資格があるのではないかなと思っていて、資格が必要ないということであれば誤解であったのですが、これは委託した引き受けた管理会社の内部で決めていいということになるんでしょうね。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 そういう風に認識してございます。

特に火葬につきましては、特に専門の研修などありませんで、実際に知っている人についてやるのが研修であり、実体験で覚えていくように聞いております。

それはすべて委託業者の内部でやっていることで、直接は関与していませんがそのように伺っております。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 歳入歳出に関わりますが、ごみ収集手数料の袋の利用状況といたしますか、扱ったお店に手数料のお返しがある訳ですけども、実績の状況から見てどの袋が一番利用されているのか、特に大小ある袋の場合に大小は有効に機能しているのかということで、最近資源袋の小とか要望の中から作られた訳ですけども活用されているか伺いたいと思います。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 平成24年度の実績で、可燃ごみ袋の大一年間で169万1千300枚、可燃ごみ袋の小19万、100枚、不燃ごみ袋7万、500枚、資源ごみ袋大が44万、100枚、資源ごみ袋の小につきましては平成24年度の10月スタートということで3万9千740枚という結果になっております。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 解説はないのかなど、大小分けてやられていますが、それが効果があるという認識なのか、あんまり使われてないのでこれはいらぬのではないのか、そのような考えもあるかその辺の考えを伺いたいと思います。

続いてもう一つ伺いたいのが、歳出の中で一般ごみの仕分けをしております。

ますが、シルバー人材にお願いしてやっているということですが、これは具体的にどのような作業をされているのか、手作業でされると思いますがその辺の状況を説明いただきたいと思います。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 シルバーにつきましては、平日は受付をした後の作業で、選別施設用地で待機していただきまして、直接搬入の方のごみの分別を主にやっていただいております。

皆さん分別しないでトラックに積んでくる方がいますので、その分別の指示あるいは手伝うのが主な仕事になります。

最近で多いのは、金物と可燃物が混ざっているものについては、本来は個人でそれを分解してばらしてもらいたいのですが、道具が無いとの理由でそのまま持って来る方が多くなっております。

その場合にはシルバーと一緒に手伝い分別したりしています。

あと、月の第二日曜日には日曜開庁ということで、平日と同じ業務を行っていますが、その場合には状況によって計量の脇のプラットホームに付いてもらうなど色々な仕事をその都度やってもらっています。

以上です。

石橋次長 はい、議長。

佐藤議長 はい、石橋次長。

石橋次長 ごみ袋の小の件ですが、可燃ごみの小で約10年前に作られています。

当初10万枚、翌年6万枚で量的には少なくなっております。

平成24年度に19万枚と約倍くらいになっています。

そのような状況から見ますと、160万枚に対して19万、20万約1割ですが今後も1世帯当たりの人数等が減ってくるなどありますので、可燃の小については必要であると思います。

続きまして、資源の小は作られたばかりですから、3万9千740枚と

いうことで少ないですが、資源ごみについては缶は缶だけ、ビンはビンだけ、ペットボトルはペットボトルのように品目ごとに袋を変えるように言っていますので、大きい袋より小さい袋でなるべく早めに出したいと思われる方が段々増えてくると思い、これについては長い眼で見ていく必要があると思います。

佐藤議長 お諮りいたします。

議案第1号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め議案第1号の質疑を打ち切ります。

続きまして議案第2号平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてを議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第2号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてご説明をいたします。

次の頁をご覧ください。

議案第1号で説明しました「平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算書」歳入の部の 第1款 分担金及び負担金に係る内容となります。

算出の根拠となる市町の負担割合については、火葬場事業費で、基本割20%、人口割20%、利用割60%で積算しています。

清掃事業費については、基本割30%、利用割70%と、いずれも基本的には平成25年度と同じ割合での積算となります。

計算の内訳としまして、総事業費についての、歳入・歳出見込みを積算した後、火葬場事業費と清掃事業費の負担金を算定したところです。

歳出予算額7億176万3千円の内、負担金の占める割合は、70.6%で4億9,555万5千円です。

負担金総額の中で、火葬場事業費32.3%・1億6,008万3千円、清掃事業費で67.7%・3億3,547万2千円を計上しました。

上から2段目の表「平成26年度火葬場事業費に関する調書」をご覧ください。

火葬場事業費1億7,994万6千円の内、使用料と諸収入の見込み額1,986万3千円を差し引いた、1億6,008万3千円が負担金となっています。

火葬場事業費の支出については、第3款衛生費の内火葬場事業費と公債費の合計です。

平成26年度の公債費については、火葬場建設に係る償還分のみとなります。

負担金内訳については、上から3段目の表のとおりですので、ご確認願います。

上から4段目の表「平成26年度清掃事業に関する調書」をご覧ください。

清掃事業費は5億2,181万7千円の内、手数料・財産収入・繰入金・繰越金及び諸収入の見込み総額1億8,634万5千円を差し引いた3億3,547万2千円が各市町の負担金額と積算しました。

清掃事業費の支出については、第1款議会費から第5款予備費までの合計額となります。

第3款衛生費は、清掃事業費のみの計上で、第4款公債費については、ごみ処理施設建設に係る償還分が平成24年度末で終了しましたので、計上してありません。

負担金内訳については、下の表のとおりですので、ご確認願います。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

佐藤議長 お諮りいたします。

議案第2号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め議案第2号の質疑を打ち切ります。

佐藤議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は、11時といたします。

(休 憩 中)

佐藤議長 再開いたします。

議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の再任用に関する条例の
制定についてを議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第3号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の再任用に関する条例の制定についてご説明をいたします。

本案は、匝瑳市議会平成25年9月定例会で、匝瑳市職員の再任用に関する条例が制定され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、「匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の再任用に関する条例」を制定し、匝瑳市と同時期に「再任用制度」を施行するため、本議会に上程したものです。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の再任用に関する条例案をご覧下さい。

制度の趣旨としましては、公的年金の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられることを踏まえ、無年金期間を補うべく、定年退職者等を従前の勤務実績等に基づき、選考により任用するものです。

第2条で再任用の対象者が記述されています。平成25年度定年退職者が対象となります。

第3条、任期の更新では、当該職員の勤務実績が良好であることと、当該職員にあらかじめ同意を得ることが示されており、任期は1年以内となります。

第4条、任期の末日は、その者の年齢が65年に達する日以降の最初の3月31日以前であると、規定されています。

附則で、本条例は、平成26年4月1日施行予定であります。

附則第2項で、本条例制定に伴う、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正が制定されています。

次の頁をご覧ください。

匝瑳市給与条例の改正に伴い、規定条項が変更されるものです。

説明は以上です。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

石田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、石田議員。

石田議員 参考の為に、私は新たに来たということで、当組合の組織について簡単に説明していただけますか。

人員関係でお願いします。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 概略で申し上げますと、環境衛生組合の職員としては合計で11名とな

っております。

事務職に4名おりますが、その内の2名は匝瑳市からの派遣で、1名は多古町からの派遣です。

他は、焼却業務の中央制御室、計量室、処分場等それぞれ回って勤務するようになっております。

作業員を含めて合計11名になっております。

平成24年度末に2名退職しまして11名です。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 再任用の具体的な仕事というのは、私には見当がつかないのですがどのように働けるのかその辺を解説していただけますか。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 匝瑳市については平成25年9月定例会で決まったもので、平成25年度退職者が最初ということで詳しい運用は聞いておりませんが、現場職については同様の職種を継続することで有効に使えるのではと思っております。

佐藤議長 他にございませんか。

お諮りいたします。

議案第3号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め議案第3号の質疑を打ち切ります。

以上で、議案に対する質疑を終結します。

佐藤議長 続いて、日程第9の討論に入ります。

討論の申し出はございますか。

佐藤議長 お諮りいたします。

討論の申し出がありませんので、討論を終結することにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、討論を終結いたします。

佐藤議長 これより、日程第10の各議案の採決に入ります。

議案第1号平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

佐藤議長 続きまして、議案第2号平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

佐藤議長 続きまして、議案第3号匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の再任用に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これにて、議案の採決を終結いたします。

佐藤議長 これより、日程第11一般質問を行います。予め申し添えます。

一般質問については、重複する事項は避け、円滑に議事を終了することができるようご協力をお願いいたします。

なお、一般質問の発言時間については、答弁時間を含め概ね60分を目安としていただけますよう重ねてご協力をお願いします。

それでは、通告により質問を許します。

2番 椎名義光議員。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 ただ今、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

資源ごみの回収の方法の中で、スプレー缶の回収方法を消費者が穴あけをしないで使い切った状態で、別の袋にスプレー缶ということで明記してそれを資源ごみとして回収できる方法に、変えていただけないかということとであります。

理由といたしましては、ニュースなどでも報道がありますがスプレー缶のガスを抜く作業の時に、火気の近くでやった場合には火災の原因にもなっている、爆発して怪我をした人もいるということで、大きな都市部では今提案したような形で回収のやり方を変えてきている状況であります。

当組合の場合も、それほどお金を掛けないでもこの方法に変えることが出来るのではないかと思います、方向性を検討していただきたいと思って質問いたしました。

具体的にこの事業を回収方法を変える場合には、どのような設備が必要になってくるのか、ただ袋にスプレー缶と書いて業者が集めればそれで済んでしまうのか、あるいはガス抜きをするための処理施設やラインを設けるのかということ、それに係る費用が発生するのかどうか、その辺をこの際明らかにしてそれが現実的なものならば消費者の要望の方向で、変えて行ったらいいのではないかと見解を伺いたいとそれをお願いいたします。

佐藤議長 椎名義光議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 ただ今の椎名議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、当組合ではスプレー缶等は穴をあけて搬入しているところであります。

そのような中で、穴あけをしないでスプレー缶の回収を当組合でも取り入れられないかというご質問だと思います。

スプレー缶を含む缶類の収集処分については、現在業者に全面委託をされていて、住民の皆様には構成市町で定めた分類に基づいて搬出をしていただくようご協力いただいているところであります。

また、搬出方法を変更する場合の課題といたしましては、業者委託のあり方についても見直しをしていかなければいけないという考えであります。

使い切ったままのスプレー缶を適切に処分するためには、作業場の確保あるいは専門作業員の増員及び搬出方法変更に係る住民調査等、現在の作業のあり方を全て見直していく必要があると考えられます。

椎名議員のご提案に対しましては、現在実施している組合等の実態調査とこの問題に対しての研究をしてまいりたいと考えております。

詳細なことにつきましては、事務局より答弁させていただきます。

よろしく申し上げます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 ただ今の管理者答弁に補足して、椎名義光議員の質問にお答えさせていただきます。

現在のスプレー缶の回収について、ご説明いたします。

スプレー缶につきましては、収集ステーションで回収する方法と清掃工場に直接搬入される二通りとなっております。

収集ステーションにつきましては、8種類の内の資源ごみの一つとして区分されまして、アルミ・スチール・缶詰や飲料物・ミルク・菓子類の缶及び蓋と一緒に回収されています。

この中にスプレー缶が含まれて回収されています。

収集ステーションの資源ごみ袋で収集された缶類は、資源ごみの収集と

処理を委託している業者の処理工場に運ばれます。

また、清掃工場に直接搬入された缶類は、随時コンテナで委託業者の処理工場に運ばれます。

同じところに運ばれることとなります。

処理工場のストックヤードが一杯になりますと、アルミとスチールに分けてプレスして資源物再生有価物として販売されているところでありませぬ。

処理工場では、最終工程でアルミとスチールを分ける以外は、ほとんど手作業で分別をやっているのが実態です。

なかは、缶類として収集した袋の中に、ビンやプラスチック類あるいはその他の可燃物が入っているのも少なくないのが現状であります。

スプレー缶に穴あけをする時に、火災などがあることが報道されて心配で穴あけをすることが出来ない声があるとのことのご意見ですけれども、当組合に同じような内容の相談の電話が過去に数件ありました。

このような時には、当組合でお配りしております、ごみの出し方の中にもあります缶類に書いてあります、スプレー缶は中身を完全に使い切って風通しのよいところで十分注意して穴あけをしていただくようお願いしているところがございます。

それでもまだ不安が解消されない方には、スプレーの販売店、製造業者、消防署などに指導を仰ぐことも一つの方法だとお伝えしているところでございます。

近隣の収集状況を申しますと山武郡市環境衛生組合、旭市、銚子市、香取広域市町村圏事務組合、東金市外三市町環境衛生組合この五つの自治体全てが当組合と同様に、搬出者に穴あけをお願いしている状況であります。

導入する場合の課題、費用のお尋ねですが当組合で実施する場合には、専門作業員の人員と作業スペースを確保しなければなりません。

全てのスプレー缶の穴あけをする場合には、専門に分別して穴あけ作業

をする作業員 2～3 名と作業時の被害が防止できる作業場が必要になるものと思われます。

また、当組合は一市二町で構成されておりますので、構成市町との調整が必要となりまして、収集形態が変更される場合は現在の委託料金の見直しも当然必要になるものと思います。

加えて住民の方への搬出形態変更の周知のため、新たなパンフレットの作成も必要になるのではと考えられます。

費用のお尋ねですが、具体的には委託料の見直しが必要になるのは変わりませんが、業者側が穴あけ専用機を購入するか、あるいは他の専門業者に委託するなど手法が想定できませんので、現段階でははっきり見込むことはできないと思います。

従いまして引き続き搬出者の方に、穴あけをお願いすることとなりますが、安全性を確保するために風通しのよい場所での取り扱いを啓蒙してまいりたいと思います。

さらに管理者がご答弁申し上げましたとおり、実施している組合の状況を調査、研究してまいりたいと思います。

以上です。

佐藤議長 これにて、椎名義光議員の一般質問を終了いたします。

以上で通告のありました質問はすべて終了いたしましたので、これにて一般質問を終結いたします。

佐藤議長 暫時休憩をいたします。

(休 憩 中)

佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議長 お諮りいたします。

本日、岩井孝寛議員より、発議案として、発議案第 1 号匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会会議規則の制定について以上、1 件の提案があり、これを受理いたしましたので、上程することといたしました。

よって、この際、本発議案1件について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認めます。

発議案1件について、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

佐藤議長 なお、発議案の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 配布漏れなしと認めます。

佐藤議長 発議案第1号を議題といたします。

佐藤議長 お諮りいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 意義なしと認め、よってこれより、発議案第1号について、本案提出者岩井孝寛議員から提案理由の説明を求めます。

岩井議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、岩井議員。

岩井議員 提案理由、発議案第1号匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会会議規則の制定について。

本案は、地方自治法の一部改正等に伴い、公聴会開催に係る規定その他所要の条文の整備をいたしたく、別紙のとおり議案を提出するものであります。

以上、ご審議の上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

佐藤議長 発議案第1号の提案理由説明が終わりました。

佐藤議長 それでは、質疑を許します。

ご意見等はございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。

発議案第1号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、発議案第1号の質疑は打ち切ります。

以上で、発議案に対する質疑を終結します。

佐藤議長 続いて討論に入ります。

討論の申し出はございますか。

お諮りいたします。

討論の申し出がありませんので、討論を終結することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、討論を終結いたします。

佐藤議長 これより、発議案の採決に入ります。

発議案第1号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会会議規則の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって発議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

佐藤議長 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

皆様方のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。

これをもちまして、平成26年3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

【閉会：午前11時32分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

谷本 昭三

会議録署名議員

石田 勝一

会議録署名議員

加瀬 芳廣